

平成22年11月13日

平成22年度 第6回役員会 会長報告

以下、本文中「敬称略」

1. 外部団体との折衝・会議出席報告・その他活動報告・活動予定

- (1) 10月3日(日) 防災市民組織活動報告会・防災講演会→(参加)荒井会長・石塚企画・根本企画
- (2) 10月8日(金) 平成22年度清掃業務委託契約(多摩川競艇運営協議会)→(参加)荒井会長
- (3) 10月9日(土) 柏崎刈羽原子力発電所見学会
・参加者=68名、バス2台
- (4) 10月10日(日) 「西部ふれあいのつどい」(西部地域センター)
- (5) 10月15日(金)～ 平成22年度ごみ減量キャンペーン実施(調布パルコ、オザム、他)
・ごみ減量促進員:荒井会長・羽鳥副会長・土屋副会長
- (6) 10月16日(土) 第3小学校地域防災訓練→(参加)荒井会長・石塚企画・根本企画・小西広報
- (7) 10月19日(火) 自治連協・理事会及び広報委員会→(参加)荒井会長
- (8) 10月19日(火) 京王閣競輪場周辺地域対策補助金申請→(参加)荒井会長
・申請条件=継続的な環境美化活動
- (9) 10月24日(日) 第1回地域防災セミナー→(不参加)
- (10) 11月4日(木) 個人情報保護制度説明会→(参加)荒井会長・石塚企画・根本企画
- (11) 11月6日(土) 二本松自治会幹部会
- (12) 11月11日(木) 児童館祭り実行委員会→(参加)荒井会長・石塚企画
- (13) 11月13日(土) 東宝ゴルフ場クラブハウス改修工事変更説明会
・駐車場出入口場所変更(交差点から5.9m移動)

[今後の予定]

- (14) 11月14日(日) 多摩川クリーン作戦
- (15) 11月21日(日) 西部児童館祭り→(参加予定)石塚企画、他 9:00 集合
- (16) 11月21日(日) 自治連協主催防災訓練→(参加予定)荒井会長 布田小学校
- (17) 11月27日(土) 地域防災セミナー→(参加予定)荒井会長
- (18) 11月28日(日) 二本松自治会ゴルフ会 12名 (11名現在)
- (19) 11月30日(火) 自治連協・総務委員会→(参加予定)荒井会長
- (20) 12月5日(日) 調布市福祉祭り

2. 回覧資料

- (1) [回覧済み]
・「平成22年度 市長と語るふれあいトークキング」市民部市民相談課 発行
- (2) 調布消防・消防のお知らせNo. 179

3. 確認・審議事項

- (1) 支給規則改定審議
・会場提供費及び講演会参加→廃止。行動費・交通費に統一。請求書兼領収書の新設。
・会計管理費の新設
- (2) 「平成22年度 地域防災セミナー」参加

4. 次回「役員会」予定

- 次回役員会: 平成22年12月4日(土) 午後7時～9時 (場所:西部公民館 第2学習室)
次次回役員会: 平成23年1月8日(土) 午後7時～午後7時40分 (場所:西部公民館 第2学習室)
役員新年会: 平成23年1月8日(土) 午後7時50分～午後9時 (場所:公民館付近)

—以上—

宇田に

二本松自治会 支給規則 (案)

第1条 本規則は、会則第5条の業務を達成するための給付について表1の通り定める。

表1：支給規則

項番	科目	支給基準及び補説	
1	通信費	会長	自治会から携帯電話を支給する。電話代は、自治会で支払う。
		副会長	月額500円を支給する。
2	筆耕料	新規作成	新規原稿作成の場合、1枚につき1,000円を支給する。
		流用	流用して原稿を作成した場合、 <u>無給とする。</u> (補説) コンピュータ化の進展で作業が容易なため、事例案通り作成の申請書類作成についても無給とする。
		担当業務資料	各役員が、通常業務のために作成する資料作成は無給とする。(補説) 会長報告、会計報告、議事録、等
3	会議費	講習会参加	<u>廃止する。(補説) 行動費で充当する。</u>
		会場提供料	<u>廃止する。(補説) 個人負担の廃止</u>
4	行動費	交通費	<u>役員会で承認された場合または正副会長の指示で行動した場合に、交通費(鉄道運賃、バス代)実費を支給する。</u> <u>但し、上石原2及び3丁目・多摩川1及び2丁目地区への行動は、無給とする。</u>
		行動費	二本松自治会の活動で行動した場合に、次の行動費を支給する。 ①行動時間が3時間未満の場合、1,000円を支給する。 ②行動時間が <u>3時間以上5時間未満の場合、2,000円</u> を支給する。 ③行動時間が <u>5時間以上の場合、3,000円</u> を支給する。 ④請求書・領収書には、出発から帰着までの時間を記載するものとする。
		講習会会費	正副会長または役員会で報告・要請され承認された講習会・研修会に参加した場合には、その会費を支払う。
		運搬作業	二本松自治会の活動で自動車を使用し運搬作業をした場合に、1日に付き2,000円を支給する。 <u>尚、各種申請作業等運搬作業がないものについては、鉄道運賃・バス代相当を支給する。</u>
		会計管理費	<u>会計担当役員に月額1,000円を支給する。</u>
		広報活動費	広報担当役員に月額500円を支給する。
5	共済費	弔慰金	会員本人及び同居家族の弔慰に対して、5,000円を支給する。 <u>尚、正副会長・企画・会計・広報・各補佐経験者に対しては、1万円を支給する。</u>
		罹災金	罹災の程度に応じ1万円を限度として、役員会で決定し支給する
		傷病等見舞金	70歳以上の会員本人が、傷病等で入院した時は、5,000円の見舞金を1回限りとして支給する。
		敬老金	満70歳以上の方が居る1会員世帯を対象として、毎年3,000円を支給する。 尚、当該年末までに70歳となる予定者を含む。
		共済費の給付を受けようとする者が、給付事由が発生した時から原則6カ月以内に給付の申請をしない時は、その給付を受ける権利を放棄したものとみなす。	
6	共同募金	日本赤十字社会員募集、社会福祉協議会経由共同募金に対しては、各々 <u>3万円</u> を自治会費から一括支出する。	

第2条 支給は、原則として当該事由を記した請求書兼領収書により行う。
但し、弔慰金については、請求書兼領収書は不要とする。

第3条 会計管理費、広報活動費、副会長への通信費は、年度開始時点で一括して支給する。会計年度途中で着任した者に対しては、当該月を含む月数割で支給する。

付則

(1) この規則は、平成9年5月11日から施行する。

(2) 平成16年5月16日一部改定

(3) 平成22年11月13日一部改定し施行する。

尚、会計管理費に限り、平成22年4月1日より施行し、通信費・広報活動費については、平成23年4月1日より施行する。

